+	ーワー	ド	精神障害就労支援		活動地域	大阪府	
事	業	名	精神障害者の就労継続支援健康評価システム事業				
事	業 年	度	平成 25 年度	助成金額	5,568 千円		
団	体	名	特定非営利活動法人 大阪精神障害者就労支援ネットワーク				
所	在	地	〒571-0030 大阪府門真市末広町40-3アリーナ古川橋5F TEL:072-645-6633				
団	体 H	Р	http://www.npojsn.com/				

## 事業の背景

- ◆多くの精神障害者は働きたい希望を強くもっており、実際に企業の戦力として活躍している方も存在しています。しかし、企業等における精神障害に関する知識や理解、適切な状況管理や支援が不足していることから、就労の継続が困難となっていることが大半を占めています。
- ◆障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の基礎算定に精神障害者が加わること になったことから、精神障害者の雇用が拡大されることが見込まれます。このため、 精神障害者が安心して就労が継続できる環境を整備は喫緊の課題です。

## 事業の概要

- ◆当事者・職場担当者・支援者(精神科医等)が、当事者の状況を日々確認できるシステム(雇用サポート管理システム)を構築しました。これは、毎日、当事者と職場担当者が入力した出勤状況・挨拶等の生活面仕事の取組み等の簡単な項目データを三者で共有するもので「不調徴候のキャッチ」「タイミングを捉えた適切な配慮」「支援機関との情報共有・連携」「双方向コミュニケーションによる信頼関係の構築」を目的としています。
- ◆全国 10 企業 30 名の当事者を対象として、このシステムの試行を行ったところ「雇用者としても非常に有効な手段だった」「このシステムによる支援が就労継続のために必要不可欠だった」等の好評価を得ました。
- ◆助成期間終了後は、大阪府の「精神障害者雇用管理普及事業」として選定され、実践的な運用が始まっています。

<u>活動報告書</u> <クリック!>

## ここに注目!

- 当事者は、システムを通じたリアルタイムなやりとりをもとに、迅速な支援がうけられるため、安心感を持ちながら、就労を継続することができました。また、企業側も、当事者の状況を日々確認できるとともに、支援者からもリアルタイムなアドバイスを受けられるため、精神障害者の雇用に対する不安を軽減できました。
- 本事業の取組みは、平成30年度に施行される障害者雇用促進法改正(法定雇用率の基礎 算定に精神障害者追加)に先駆した実践的な事業であり、普及拡大が期待されます。